

酒田市と大和リビング株式会社との包括連携協定書

酒田市（以下「甲」という）と大和リビング株式会社（以下「乙」という）は、酒田市の地域活性化を図ることを目的とし、相互に連携・協力することについて、つぎのとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互連携と協働による活動を推進し、交流人口・関係人口の増加および将来的な定住人口増加に向けた取り組みを実施し、酒田市の地域活性化を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- (1) 酒田市の地域活性化に関すること
- (2) 酒田市の交流人口・関係人口増加に関すること
- (3) 酒田市の将来的な定住人口増加に関すること
- (4) 酒田市の外国人就労に関する市内企業の理解促進に関すること
- (5) その他地域社会の発展に関すること

2 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、相互に情報及び意見の交換に努めるとともに、協働で実施することが有効な前項各号の事項について連携して取り組むものとする。

3 甲及び乙は、前項において連携して取り組むことで合意した事項について、その具体的な推進方法、役割等に関し、別途協議の上、取り決めるものとする。

4 甲及び乙は、連携して取り組んだ前項の事項について、その結果、今後の推進方法等に関し、随時協議を行うものとする。

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、本協定の締結の日が属する年度の3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙のいずれからも書面による申し出がない場合は、更に有効期間を1年間更新するものとし、その後も同様に更新するものとする。

2 甲又は乙のいずれかが本協定の解約を希望する場合は、解約予定日の1か月前までに書面をもって相手方に通知することにより本協定を解約することができる。

(協定の変更及び解除)

第4条 本協定の履行に関して特別の事情が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、本協定を変更し、又は解除することができるものとする。

(守秘義務)

第5条 甲及び乙は、本協定の締結及び実施において知り得たほかの当事者の非公表事項を第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合、及び弁護士等の外部専門家、公的機関等に対して必要な範囲で開示する場合は、この限りではない。

2 甲及び乙は、理由の如何を問わず本協定が終了した後も、前項に定める守秘義務を負うものとする。

(協議事項)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に疑義等が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が押印の上、各自1通を保有する。

令和7年9月9日

甲 山形県酒田市本町二丁目2番45号
酒田市長 矢口 明子

乙 東京都新宿区西新宿6丁目11番3号
大和リビング株式会社
代表取締役社長 匝瑳 繁夫
